

(3) 推進体制

| | |
|----|--|
| 目標 | 都、都民、事業者が連携して、男女平等参画社会の実現に向けて、施策や取組を推進するとともに、都民及び事業者からの男女平等参画に関する申出に適切に対応していきます。 |
|----|--|

■現状・課題

男女平等参画社会を実現するためには、あらゆる主体による幅広い分野での施策や取組が必要です。そのため、国・区市町村・都と、都民・事業者・N P Oなどが連携・協働して、各々の施策や取組を進める必要があります。

基本条例第7条では、男女平等参画について、都民及び事業者は知事に申出ができるることを定めており、これに対応する相談体制を整備し、相談機関相互の連携を強化していく必要があります。

男女平等参画社会の実現は、国際的にも大きな課題であり、外国諸都市とも連携・協力しながら進めることができます。

■基本的方向

男女平等参画を推進するための都の体制を整備していきます。

〈都の施策〉

ア 都における体制

男女平等参画を推進するため、都の体制を整備するとともに、行動計画の進捗状況について的確に実績を把握し、毎年、都民に公表します。

| 事業名 | 事業概要 | 所管局 |
|---------------|--|-----------|
| 男女平等参画審議会の運営 | 基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 男女平等参画推進会議の運営 | 都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 年次報告の公表 | 基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等参画施策の実施状況等を公表します。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |

| 事業名 | 事業概要 | 所管局 |
|-------|--|-----|
| 研修の実施 | 講師養成研修「男女平等推進科」 セクシュアル・ハラスメント相談員及び局の人権・セクハラ研修の講師を対象に男女平等参画についての研修を行います。(再掲) | 総務局 |
| | 男女平等研修 職員を対象に男女平等参画に関する研修を実施します。(再掲) | 各局 |

イ 相談（都民からの申出）

男女平等参画に関して都民が相談や申出ができる体制を整備します。

| 事業名 | 事業概要 | 所管局 |
|----------------|--|-----------|
| 男女平等参画に関する総合相談 | ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画の推進に関する問題や人権侵害など、女性の抱える様々な悩み相談、法律に関する相談、男性のための悩み相談等に対応した総合相談を実施します。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |
| 福祉相談 | 緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じます。(再掲) | 福祉保健局 |
| 労働相談 | 賃金、昇給などの男女間の格差や職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどに関して、労働相談情報センターにおいて、相談・あっせんを行います。(再掲) | 産業労働局 |
| 男女平等参画審議会の運営 | 基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。(再掲) | 生活文化スポーツ局 |

ウ 区市町村や事業者等との連携

都と都民及び事業者が、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を推進するため、「東京都男女平等参画を進める会」との連携協力体制を充実します。

区市町村や事業者等との円滑な連携を図るため、連絡会や研修会を開催します。

| 事業名 | 事業概要 | 所管局 |
|---------------------------------|---|-------------------|
| 男女平等参画を進める会の運営 | 基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が、連携・協力して取り組む場として設置し、各々の行動計画の取組状況について、報告等を行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 区市町村との連絡会議等 | 都における男女平等参画の効果的推進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議等により、意見や情報の交換を行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| 区市町村男女平等参画施策推進状況調査の実施 | 各区市町村における男女平等参画施策の総合的な推進状況を把握し、区市町村間の情報の共有化を図るとともに調査結果を公表し、広く都民に情報を提供します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 行政機関男女雇用平等推進担当者連絡会議の開催 | 男女雇用平等、仕事と家庭の両立支援等に係る意見や情報交換のため、国・都・区市町村との連絡会議を開催します。 | 産業労働局 |
| 女性センター連絡会議等の開催 | 男女平等参画（女性）センター館長会議を開催し、ウィメンズプラザの事業運営等に関して、都内のセンター等から意見・提言を受けるとともに、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指します。 | 生活文化スポーツ局 |
| 区市町村職員等への研修の実施 | 区市町村の相談員等や男女平等参画（女性）センター職員等に対する支援を強化し、育成を図るため、研修を行います。 | 生活文化スポーツ局 |
| アジア大都市ネットワーク21共同事業「女性の社会参画」への参加 | 男女平等参画社会の実現に向けて、アジア大都市セミナーへ参加するなど、アジアの大都市との連携・協力により、共通の課題の解決に取り組みます。 | 生活文化スポーツ局 知事本局 |